

一般社団法人 日本社会薬学会 研究倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本社会薬学会（以下、本会という）ならびに本会会員における学術研究活動において、人間の尊厳および人権が守られ、信頼性と公正性を確保することを目的とする。

本規程において、本会の研究活動に関わる会員が遵守すべき事項を定めるものとする。

なお、本規程における研究活動とは、研究の実施と公開の場におけるあらゆる活動とする。

(諸規程との関係)

第2条 本規程は、会員の研究倫理を定めるものであり、利益相反に関する規定、研究論文発表に関する規程等は、別にこれを定めるものとする。

(不正行為への措置と不服申し立て)

第3条 本会は、不適切な行為が危惧される場合、もしくは認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を行い、その説明責任を果たす。

第4条 本会により、本規定に違反したと認定された会員は、あらかじめ定められた期間内に不服を申し立てることができる。本会は申し立てを理由に、申し立て者に不利益が生じないよう配慮する。

(本会の研究活動に関わる会員の責務)

第5条 会員は研究を行うに際して、ヘルシンキ宣言¹⁾を遵守し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針」²⁾、「臨床研究法」³⁾等の該当する倫理規定や指針、法令の遵守および個人情報の保護等の倫理的配慮を図らなければならない。

第6条 会員は研究の開始に際して、倫理審査委員会において、倫理的観点、科学的観点から審議を受ける必要がある。

但し、生命科学・医学系研究以外の社会科学系等の研究や、倫理審査委員会より審議の必要性に関し不要である旨の通知があった場合は、その限りではないが、研究や論文の倫理性を本会が保証するものではない。

第7条 研究者は研究倫理に関する研修を受講することに努めなければならない。

第8条 会員は研究に関わる者の基本的人権を尊重し、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス⁴⁾や症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針⁵⁾に基づき、研究活動において知り得た情報等、プライバシーの保護に留意しなければならない。

第9条 会員は、データの再確認や再検証、開示要求に対応できるよう、適切な方法でデータを管理し、研究データが漏洩しないよう取り扱いには十分注意しなければならない。

第10条 会員は研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

第 11 条 会員は研究の公開にあたり、共同研究者の同意を得なければならない、同意した共同研究者も筆頭研究者と同様に、研究内容に関する責任を負う。

(学会の責務)

第 12 条 本会は、必要に応じて研究倫理に関する啓発および研究倫理教育を実施し、会員が本規程を遵守できるよう活動しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の変更は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2024 年 4 月 24 日より施行する。

引用文献

- 1) ヘルシンキ宣言 (2013 年度版、日本医師会訳)
<https://www.med.or.jp/dl-med/wma/helsinki2013j.pdf>
- 2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫 理 指 針 (2023 年 3 月 27 日一部改正、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001077424.pdf>
- 3) 臨床研究法 (2017 年)
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=429AC0000000016>
- 4) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス (2023 年 3 月改定版、厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001120905.pdf>
- 5) 症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針
(2019 年 6 月改定版、外科関連学会協議会)
https://jp.jssoc.or.jp/modules/aboutus/index.php?content_id=44